

平成19年5月21日 郵政民営化委員会事務局

「日本郵政公社の業務等の継承に関する実施計画」に対する意見

社団法人 全国信用組合中央協会

1. 基本的な考え方

信用組合業界では、かねてより郵政民営化の目的は、郵貯・簡保という官業が政府保証等に依存して行ってきた資金仲介により生じた金融市場の歪みのは正であり、民営化推進に当たっては、国民の利便の向上並びに民間秩序の中への融解が極めて重要なことであると考え、以下の点を主張してきた。

- (1) 民間金融機関との公正な競争条件の確保
- (2) 郵便貯金銀行と郵便事業会社等との顧客情報の遮断の必要性

2. 実施計画について

(1) 公正な競争条件の確保について

郵便貯金銀行の新規業務の進出に当たっては、民間金融機関との公正な競争条件が確保されることが大前提であり、仮にこれが確保されないまま、地域金融市場に参入していくことになれば、それは民業圧迫につながり、中小金融機関ひいては地域経済に大きな影響を及ぼす結果となりかねない。実施計画では、グループの経営理念として「これまで公の機関として培った安心、信頼を礎」とすることを明示し、かつ実質的な政府出資が及ぶ郵便局株式会社との「グループシナジー発揮」を標榜しつつ、個人向け与信ビジネスへの参入や流動性預金の預入限度額の廃止を目指している。郵便貯金銀行が郵便局株式会社とのシナジー効果に期待するビジネスモデルである以上、民間金融機関との公正な競争条件確保していないことは明らかである。公正な競争条件が確保されていると判断できる状況なるまでは、郵便貯金銀行の新規業務に一定の制限を設けるべきと考える。

① 流動性預金の預入限度額の撤廃について

完全民営化前の移行期において、郵便貯金銀行による民業圧迫の事態を招かないよう、なし崩し的な流動性預金の限度額の撤廃は認められるべきではないと考える。

② 新規業務について

郵便貯金銀行の住宅ローン、カードローン等の個人向け与信ビジネスへの進出は、地域金融の混乱防止や競合金融機関との関係から移行期間中の政府出資が残る間は認められるべきではないと考える。

(2) 地域金融・地域経済との共存について

郵政民営化委員会の所見において「地域経済への貢献に向けた具体的取組みについて、十分説明し幅広く検討を行うべき」とされているにも拘わらず、実施計画で

は「地域金融機関と協働することにより、地域金融の円滑化にも貢献できる取組みを進めていく」としているのみで、その具体的方策は示されていない。地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮するとともに、中小金融機関の理解を得つつ、いかに地域と共に存していくか示すべきである。

以上